

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 旅費規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）において、用務により発生する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給の範囲)

第2条 理事会の決議で必要と認められた者が、理事会に関わる交通費、または当法人の用務により旅行した場合に旅費を支給することができる。

(旅行経路)

第3条 旅行経路は、原則所属機関からの最短の距離、時間による経路、かつ最も経済的な通常方法によることを原則とする。ただし、業務の都合または天災等の事情により、やむを得ない場合はこの限りではない。

(旅費の定義)

第4条 本規程でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

- ① 公共交通機関利用の際の交通費（航空券、鉄道運賃、特別急行券、バス等）
- ② 宿泊費
- ③ 用務により自家用車を利用する際のガソリン代、高速代、駐車料金
- ④ その他、特に必要と認められたもの

(旅費の区分)

第5条 交通費、自家用車利用時経費、宿泊費経費、研修旅費は別表のとおりとする。

(旅費の請求)

第6条 旅費の請求は、指定の旅費請求書・※領収書を事務局に提出する。

※航空券、新幹線、特急券、宿泊費、高速道路料金、高速バス料金、宿泊費については領収書の提出を必須とする。

会計担当理事は旅費請求書と領収書を確認したのち、支払いは原則として振込みで行うものとする。

(規程の改正、その他)

第7条 この規程の改正、又は本規程に定めない事項については、理事会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。

平成29年9月23日 一部改正

別表

項目	払出基準	備考
公共交通機関交通費	実費	本規程第4条準拠
自家用車燃料費	総距離 (km) × 20 円	本規程第4条準拠
高速・駐車場料金	実費	本規程第4条準拠
宿泊費	実費	上限 10,000 円/泊
その他交通費	実費	本規程第4条準拠